

産廃協

とやま

Vol.122

平成29年7月

美しい郷土をつくるために



一般社団法人 富山県産業廃棄物協会

## 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について(通知)

富山県生活環境文化部長から通知がありましたのでお知らせいたします。

環政第1226号  
平成29年3月31日

一般社団法人富山県産業廃棄物協会  
会長 橋 正則 様

富山県生活環境文化部長



### 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）

平素から、本県の廃棄物行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申しあげます。  
今般、このことについて、環境省から別添写しのとおり通知がありました。  
つきましては、本通知の内容に留意するとともに、貴会員に対し周知くださるよう  
お願いします。

#### 【事務担当】

環境政策課廃棄物対策班 石倉  
TEL : 076-444-9618 (直通)  
FAX : 076-444-3480



環境対策第 1703212 号  
廃棄産業第 1703211 号  
平成 29 年 3 月 21 日

各都道府県・政令市廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

事業活動に伴って排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 3 条第 1 項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とする排出事業者責任が規定されており、これまで、委託基準・再委託基準の順次強化、産業廃棄物管理票の全面義務化等により強化してきたところである。

しかし、平成 28 年 1 月、建設廃棄物について、下請け業者に処理の委託を無責任に繰り返し、最終的に処理能力の低い無許可解体業者によって不法投棄がなされた不適正処理事案が判明するとともに、同月、食品製造業者及び食品販売事業者が廃棄物処分業者に処分委託をした食品廃棄物が、当該処分業者により不適正に転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところであり、不適正処理事案は後を絶たない。特に、食品廃棄物の不適正転売事案は食品に対する消費者の信頼を揺るがせた悪質かつ重大な事件である。

食品廃棄物の不適正転売事案を受け、平成 28 年 3 月に取りまとめられた「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」（平成 28 年 3 月 14 日環境省）において、食品廃棄物の転売防止対策の強化に取り組むこととされた。また、排出事業者に係る対策としての食品廃棄物の不適正な転売防止対策の強化に関して、平成 28 年 9 月、中央環境審議会において「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（答申）」が取りまと

められた。同答申では、排出事業者責任について、食品関連事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者）による食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組の具体的方向性に關連して、「食品関連事業者が、自らの事業に伴って排出された食品廃棄物等の処理について最後まで責任を負うとの排出事業者責任を重く再認識する」ことが必要であり、「排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理業者の選定、再生利用の実施状況の把握・管理、処理業者に支払う料金の適正性の確認等の廃棄物処理の根幹的業務が地方公共団体の規制権限の及ばない（中略）第三者に任せきりにされることにより、排出事業者としての意識・認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、排出事業者の責任が果たされなくなること等が危惧」され、「そもそも廃棄物の処理には、不適正な処理をすることによって利益を得る一方で、重大な環境汚染を引き起こすという構造的特性がある。このため、排出事業者も、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場合であっても、再生利用業者との信頼関係を基礎に、廃棄物処理の根幹的業務を自ら実施していく体制を整備する必要がある」等が指摘されている。

また、平成29年2月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「排出事業者責任の重要性がすべての事業者に適切に認識されることが重要」であり、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」とされたところである。

については、貴職におかれでは、排出事業者責任の徹底に係る下記事項について、貴管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、貴管下市町村に対し、当該市町村管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うよう周知をお願いしたい。

## 記

### 1. 排出事業者責任とその重要性について

廃棄物処理法第3条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めている。排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

排出事業者は、その廃棄物について自ら処理をするか、自ら行わず他人に委託する場合には、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等、一般廃棄物

であれば一般廃棄物処理業者等、廃棄物処理法において他者の廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければならないなど、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要がある。

以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導方をお願いしたい。

## 2. 規制権限の及ばない第三者について

排出事業者による処理業者への廃棄物処理委託に際し、地方公共団体（一般廃棄物にあっては市町村、産業廃棄物にあっては都道府県又は政令市）の規制権限の及ばない第三者が排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あっせん、仲介、代理等の行為（以下「第三者によるあっせん等」という。）を行う事例が見受けられる。

一般廃棄物については、平成11年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成11年8月30日付け衛環第72号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出し、第三者によるあっせん等は、一般廃棄物の処理責任が不明確になる等の理由から、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨周知してきたところである。

1. で述べたように、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければならないなど、排出事業者の義務を遵守しなければならない。

その場合、排出事業者としての責任を果たすため、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。

これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがある。

以上のように、廃棄物処理における排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、上記の点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導方をお願いしたい。

## 「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」の改訂について(通知)

富山県生活環境文化部長から通知がありましたのでお知らせいたします。



環廃産発第1704113号  
平成29年4月11日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



### 「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法」の改訂について（通知）

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）第2項第1号から第3号に掲げる産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の含有量が5,000mg/kg以下のものの該当性を確認するための測定方法については、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第2版）」（以下「第2版」という。）をとりまとめ、平成26年9月5日付け環廃産発第1409052号により「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第2版）」に関して通知したところである。

今般、第2版に所要の事項を追記し、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第3版）」を別添のとおりとりまとめたので通知する。

貴職におかれましては、同資料について、管内の PCB 廃棄物の保管事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に対する周知、指導をよろしくお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。



低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第3版）は環境省の  
ホームページをご覧下さい。  
[http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/lc\\_method\\_v3rev.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/lc_method_v3rev.pdf)

## 建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止の実施について

富山労働局労働基準部長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

富労基発 0413 第 7 号の 2  
平成 29 年 4 月 13 日

関係団体の長 殿

富山労働局労働基準部長



### 建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止の実施について

日頃より労働基準行政の推進につきまして格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建築物等の解体等の作業における労働者の石綿ばく露防止措置については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」といいます。）や厚生労働大臣指針が定められており、富山労働局においては平成 26 年 5 月 1 日付け富労発基 0501 第 7 号「石綿障害予防規則の改正及び労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について」等によりその適切かつ有効な実施について周知徹底を図ってきたところです。

今般、厚生労働省において、石綿ばく露防止を一層徹底するため、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルを改訂し、その 2.10 版を厚生労働省ウェブサイトに掲載いたしました。

つきましては、下記に示します改訂の要点とともに、建築物等の解体等の作業を行う関係事業場等への周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 いわゆる建材のレベル分類の趣旨

いわゆるレベルの分類は、あくまで発じん性の 1 つの目安に過ぎず、作業方法など他の要素により実際の発じんの程度は大きく変わることを明示したこと。（石綿指針 2-1-1 の項の具体的留意事項 1）

建材のレベルにかかわらず、石綿則において様々な措置が義務付けられていることを明示したこと。（同上）

##### 2 建築用仕上塗材に関する記載の追加

建築用仕上塗材の試料採取や、除去等作業時のばく露防止対策に関する技

術的事項について示したこと。(石綿指針2-1-2の項の具体的留意事項25及び〈事前調査の具体的手順の例〉6の(2)、付録III、付録XIほか)

### 3 成形板の破碎防止のための記載の充実

成形板については、従前から原則として切断・破碎をしない旨明示してきたが、その実効を期すため、定尺(0.9×1.8メートル)又は長尺(0.9×2.7メートル)の成形板について、それを梱包できる大きさのフレキスブルコンテナーパックを使用すべきことを明示したこと。(石綿指針2-3の項の具体的留意事項の1ほか)

### 4 中・低層棟建築物等の解体等を行う場合の隔離・負圧に関する記載の追加

中・低層棟建築物等の解体等を行う場合の隔離・負圧に関する記載を追加したこと。(石綿指針2-2-1(5)(6)の項の具体的留意事項の2)

### 5 その他

事前調査に関する記載の整理・充実を行うなど、所要の改正を行ったこと。(石綿指針2-1-2の項ほか)

【参考】石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルの掲載ページ

「石綿障害予防規則など関係法令について」[厚生労働省]

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/seikimen/jigyo/ryuujikou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/seikimen/jigyo/ryuujikou/index.html)

検索キーワード：「石綿障害予防規則 関係法令」

## 建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の実施について

富山労働局労働基準部長から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

富労基発 0413 第 7 号の 3  
平成 29 年 4 月 13 日

関係団体の長 殿

富山労働局労働基準部長

### 建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の実施について

日頃より労働基準行政の推進につきまして格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

わが国において過去に輸入した石綿の多くが建材として使用され、現在も、これらの石綿を含む建材を使用した建築物・工作物が多くあります。

こうした中、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」といいます。）において、一定の石綿建材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとしています。平成 26 年には同規則を改正し、対象建材を拡大したほか、これまでに関係指針を公示するなど、厚生労働省及び富山労働局では、こうした措置を適切かつ有効に実施するため周知啓発を行ってきました。

しかしながら、石綿建材を把握して以降、長期間にわたって損傷劣化状況を点検していないような事例等もみられているところです。

つきましては、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止のため、下記事項の実施について、貴会会員等関係事業場に対して周知徹底いただきましますようお願ひいたします。

なお、下記に関する具体的な注意点については、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル【2.10 版】を厚生労働省ウェブサイトに掲載しており、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（技術上の指針公示第 21 号）の 2-1-1 及び 3 の具体的留意事項として同マニュアルに示しておりますので申し添えます。

記

## 1 石綿の必要な除去等措置の実施

事業者又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第34条の建築物貸与者は、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止のため、石綿建材の使用状況を把握し、その損傷劣化状況について必要な頻度で点検を行い、建材の損傷劣化状況等を踏まえ、建築物の使用予定年数等に応じて必要な除去等を順次実施していくこと。

## 2 除去等措置の適切な選択等

除去等の措置に当たっては、除去、封じ込め又は囲い込みのうち、状況に応じた適切な措置を選択するとともに、措置が所期の目的を果たすよう適切な方法で行うこと。

## 3 適切な発注の実施

能力のある業者に発注する等により、上記1及び2の措置の適切な実施の確保に努めること。

## 4 その他

今後も利用を継続する建築物に対する調査は、解体時の事前調査と目的・内容が異なることに留意すること。

また、建築物等を解体する際には、石綿則に基づき、改めて施工者は建築物等の石綿の使用の有無に関する事前調査を行う必要があるので留意すること。

【参考】「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」の掲載ページ

「石綿障害予防規則など関係法令について | 厚生労働省」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seissakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/iigyo/ryuujikou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seissakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/iigyo/ryuujikou/index.html)

検索キーワード：「石綿障害予防規則 関係法令」

## 建築物等から除去した石綿含有廃棄物の包装等の徹底について

(公社) 全国産業廃棄物連合会から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

基安化発 0609 第 2 号  
平成 29 年 6 月 9 日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長  
( 契印省略 )

### 建築物等から除去した石綿含有廃棄物の包装等の徹底について

建築物等に使用された石綿及び 0.1%を超えて石綿を含有する製剤そのものの（石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 3 条第 2 項に基づきみなしたもの）を含む。以下「石綿等」という。）については、除去時のばく露防止はもとより、除去後から廃棄に至るまでの労働者のばく露防止も重要です。

今般、除去後から廃棄までの過程等における労働者の石綿ばく露の防止を一層推進するため、具体的な取扱いを下記の通り整理しましたので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、本内容の周知等に御協力を賜りますよう御願い申し上げます。

#### 記

- 1 建築物等から除去した石綿等については、石綿則第 32 条第 1 項及び第 2 項に基づき、その後の運搬、貯蔵等の際に、石綿粉じんが発散するおそれがないよう、確実な包装等を行い、個々の包装等の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならないこと。
- 2 石綿則第 32 条第 1 項の「確実な包装」については、フレコンバッグやビニル袋等に石綿建材を単に入れただけでなく、石綿等が包装からあふれ出たり、又は包装が破れて石綿等がこぼれ落ちることのないようにするとともに、袋を閉じるなど粉じんの発散を防止する形での包装が必要であること。
- 3 押出し成形セメント板のように包装が困難なものについては、ビニルシートによる覆い、破断面の温潤化等により、石綿粉じんの発散がないようにす

る必要があること。

なお、かえって労働者のばく露が大きくならないよう、フレコンバッグで包装するためにいたずらに細かく破碎することは避けること。

4 例えばシステム天井の天井板をそのまま外したこと等により石綿粉じんの発散のおそれがないものについては、平成17年3月18日付け基発第0318003号の「塊状であって、そのままの状態では発じんのおそれがないもの」に該当し、第1項及び第2項は適用されないが、同条第3項及び第4項（保管場所の定め等）の適用はあること。

なお、原形のまま取り外した成形板で発じんのおそれのないものについては、石綿則第32条第1項及び第2項に基づく包装は必要ないが、破断せずに運搬できるよう、成形板に適した大きさのフレコンバッグによる包装を行うこと。

5 上記1から4までの適用は、建築物等解体等作業の現場のみならず、例えば震災被災地における一時仮置き場においても同様であること。

また、災害被災地におけるがれきについても、分別等により石綿を含有すると判明したものは上記と同様であること。

6 上記1から5までの措置に必要な安全衛生経費が伝達されるよう、注文者は配慮しなければならないこと。

7 例えば運送事業者による運搬時において確実な包装が行われている等により、石綿粉じんに労働者の身体がばく露するおそれのない作業は、石綿等の取扱い作業に該当せず、石綿作業主任者の選任等の措置は必要ないこと。

## 石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について(通知)

富山県生活環境文化部環境保全課長から通知がありましたのでお知らせいたします。

環保第261号  
平成29年6月23日

一般社団法人 富山県産業廃棄物協会会長 殿

富山県生活環境文化部環境保全課長  
( 公 印 省 略 )

### 石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について(通知)

本県の環境行政の推進について、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、このことについて、別添のとおり、環境省から通知がありましたので、お知らせいたします。

この通知では、建築物等の解体・改造・補修工事において石綿含有仕上塗材を除去・  
補修する際には、破断せずに除去等を行うことが困難であり、工法によっては石綿が飛  
散する可能性が指摘されていることから、除去等の工法に応じた適切な飛散防止措置を  
講じる必要があるとされています。

つきましては、除去等の工法に応じた適切な石綿飛散防止措置が講じられるよう、貴  
会員等への周知にご協力くださるようお願いします。

事務担当 大気保全係 高木  
TEL: 076-444-3145 (直通)  
FAX: 076-444-3481





環水大大発第1705301号  
平成29年5月30日

各〔都道府県  
大気汚染防止法政令市〕  
大気環境主管部局長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長



### 石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について

大気環境行政の推進については、日頃より御尽力いただいているところである。

さて、建築物等の内外装仕上げに用いられる建築用仕上塗材（以下「仕上塗材」という。）には、石綿を含有するものがあり、これらの石綿含有仕上塗材は建築物等への使用時には石綿の飛散の可能性は小さい。一方、建築物等の解体・改造・補修工事において石綿含有仕上塗材を除去・補修（以下「除去等」という。）する際には、破断せずに除去等を行うことが困難であるため、除去等の工法によっては、石綿が飛散する可能性が指摘されている。このため、除去等の工法に応じた適切な飛散防止措置を講ずる必要がある。

については、下記事項に留意の上、除去等の工法に応じた適切な石綿飛散防止措置が講じられるよう、事業者等への周知及び指導を図られたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

1 石綿含有仕上塗材について、吹付け工法により施工されたことが明らかな場合には、大気汚染防止法施行令第3条の3第1号の「吹付け石綿」に該当するものとして取扱う。このため、これら石綿含有仕上塗材に係る建築物等の解体・改造・補修に際しては、特定粉じん排出等作業の実施の届出、作業基準の遵守等が必要となる。

また、吹付け工法により施工されたかどうかが明らかでない場合も、石綿含有仕上塗材を「吹付け石綿」とみなして、特定粉じん排出等作業の実施の届出及び作業基準の遵守が行われることが望ましい。特に、鉄骨造・鉄筋コンクリート造等の規模の大きい建築物等で、除去作業を行う場合には、周辺環境への石綿飛散のおそれが比較的高いと考えられることから、届出及び作業基準の遵守について適切に指導されたい。

なお、吹付け以外の工法（ローラー塗り等）で施工されたことが明らかな場合は、特定粉じん排出等作業の実施の届出は不要であるが、適切な飛散防止措置が講じられることが望ましい。

2 「吹付け石綿」とされた石綿含有仕上塗材の除去等に際しては、大気汚染防止法施行規則別表第七第一の項下欄イヘチの事項を遵守し除去等を行うか、同項下欄柱書の「同等以上の効果を有する措置」を講じる必要がある。「同等以上の効果を有する措置」については、別紙を参考にされたい。

なお、厚生労働省の「『建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針』に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル〔2.10版〕」（平成29年3月）においては、「吹付け工法により施工された仕上塗材は、石綿則第6条に示す「吹き付けられた石綿」に該当するため、計画届又は作業届が必要となる。一方、それ以外の工法（ローラー塗等）により施工した仕上塗材は、届出の義務はない。しかし、いずれにしても、除去時のばく露防止対策については、施工時の工法に問わらず適切に対応することが求められる」とされているところである。

このため、石綿含有仕上塗材の除去等に係る事業者等の指導に当たっては、労働基準監督署と十分連携を図ることとされたい。

(問い合わせ先)

環境省水・大気環境局大気環境課

担当 廣田・五十嵐

TEL : 03-3581-3351 (内線 6533)

E-mail : kanri-kankyo@env.go.jp

## 別紙

大気汚染防止法施行規則別表第7第一の項下欄柱書に基づく  
石綿含有仕上塗材の除去等に係る同等以上の効果を有する措置について

### 1. 仕上塗材の特徴

仕上塗材は、建築物の内外装仕上に用いられており、そのルーツは、セメント、砂、着色顔料などを混合して砂壁状に吹付けるセメントリシン又は防水リシンと称される塗材（薄塗材C）である。その後、合成樹脂系のリシン（薄塗材E）や、吹付けタイルと称される凹凸模様の塗材（複層塗材）などが開発されてきた。

仕上塗材は、数十ミクロン程度の厚さの塗膜とは異なり、数ミリ単位の仕上げ厚さを形成する塗装材料または主材である。吹付け、こて塗り、ローラー塗りなどの施工方法によって、立体的な造形性を持つ模様に仕上げられることから、塗膜のひび割れや施工時のダレを防止するために、主材の中にクリソタイル（白石綿）が少量添加材として使用されていた時期がある。

### 2. 石綿含有仕上塗材の除去等における粉じん飛散防止の考え方

仕上塗材の主材中に含まれる石綿繊維は合成樹脂やセメントなどの結合材によって固められており、仕上塗材自体は塗膜が健全な状態では石綿が飛散するおそれがあるものではない。しかし、仕上塗材の除去等に当たっては、これを破壊せずに除去することが困難であるため、除去等の方法によっては含有する石綿が飛散するおそれがある。

一方で、石綿含有仕上塗材の除去等は、石綿の飛散レベルが著しく高い吹付け石綿や石綿含有吹付けロックウールの除去等と比較すると、建材自体の発じん性、石綿の含有量、処理工法などが異なる。したがって、石綿を飛散させない適切な工法、養生などの措置を選択することにより、必ずしも吹付け石綿などの除去工事と同様の集じん・排気装置などの設備による負圧隔壁等の措置を要さず当該措置と同等以上に石綿の飛散を防止できる可能性がある。

以上のことから、国立研究開発法人建築研究所及び日本建築仕上材工業会では、共同で飛散実験等を行い、平成28年4月28日に「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」（以下、「処理技術指針」という。）を作成し、石綿含有仕上塗材の除去に関する提案を行っている。

### 3. 厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル〔2.10版〕」における取り扱いについて

厚生労働省では、平成29年3月に「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル〔2.10版〕」を作成し、吹付け工法により施工された仕上塗材について、「石綿則第6条に示す「吹き付けられた石綿」に該当するため、計画届又は作業届が必要となる。一方、それ以外の工法（ローラー塗り等）により施工した仕上塗材は、届出の義務はない。しかし、いずれにしても、除去時のばく露防止対策については、施工時の工法に関わらず適切に対応することが求められる。」とした上で、石綿則第6条の「同等以上の効果を有する措置」として、処理技術指針の以下の内容を参考にできるとしている。

- (1) 技術指針では石綿含有建築用仕上塗材を除去する工事を表XI-2 のように分類している。
- I : 「吹付けられた石綿」として隔離措置を講じて除去する工事
- II : 石綿則第6条のただし書きにより、粉じん飛散防止に關し隔離措置と同等の措置と判断できる工法による除去工事
- III : 改修工事での工事で、石綿を含有しない上塗りに洗浄などの工事。石綿を含有する主材を破碎等しないため、石綿関連作業には該当しない工事
- (2) 「I」の隔離措置を講じて除去する場合には、本マニュアルに示す方法に準拠して行うことが必要となる。ただし、仕上塗材は外壁仕上げとして使用されることが多いため、外部での隔離措置となり、風の影響等に十分に配慮する必要がある。
- (3) 建築用仕上塗材の改修工事や除去工事では、仕上塗材の種類、仕上塗材層の劣化程度、仕上塗材層の処理の程度、仕上塗材層の除去効率、粉じんの発生程度、作業場の隔離養生の要否、廃水処理の要否、施工費等の諸条件を考慮して、①～⑯の処理工法中から適切なものが選定される。これらの処理工法の中で、「II」の石綿則第6条ただし書きにより粉じん飛散防止に關し隔離措置と同等の措置と判断できる工法は、下線を施した③、⑤、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑯である。また、隔離措置と同等の措置と判断できる新しい処理工法が今後開発される可能性もある。
- ① 水洗い工法
- ② 手工具ケレン工法
- ③ 集じん装置併用手工具ケレン工法
- ④ 高圧水洗工法 (15MPa 以下、30～50MPa 程度)
- ⑤ 集じん装置付き高圧水洗工法 (15MPa 以下、30～50MPa 程度)
- ⑥ 超高圧水洗工法 (100MPa 以上)
- ⑦ 集じん装置付き超高压水洗工法 (100MPa 以上)
- ⑧ 超音波ケレン工法
- ⑨ 超音波ケレン工法 (HEPA フィルター付き掃除機併用)
- ⑩ 剥離剤併用手工具ケレン工法
- ⑪ 剥離剤併用高圧水洗工法 (30～50MPa 程度)
- ⑫ 剥離剤併用超高压水洗工法 (100MPa 以上)
- ⑬ 剥離剤併用超音波ケレン工法
- ⑭ ディスクグラインダーケレン工法
- ⑮ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法

#### 4. 大気汚染防止法上の運用及び留意事項について

上述のとおり、厚生労働省の「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10版]」において、石綿則第6条ただし書きにより粉じん飛散防止に關し隔離措置と同等の措置と判断しうる目安として、以下の工法が挙げられている。

- ・ 集じん装置併用手工具ケレン工法
- ・ 集じん装置付き高圧水洗工法 (15MPa 以下、30~50MPa 程度)
- ・ 集じん装置付き超高压水洗工法 (100MPa 以上)
- ・ 超音波ケレン工法 (HEPA フィルター付き掃除機併用)
- ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法
- ・ 剥離剤併用高圧水洗工法 (30~50MPa 程度)
- ・ 剥離剤併用超高压水洗工法 (100MPa 以上)
- ・ 剥離剤併用超音波ケレン工法
- ・ 集じん装置付きディスクグライダーケレン工法

これらの工法については、大気汚染防止法上の運用においても、施行規則別表第7第一の項下欄柱書の「同等以上の効果を有する措置」と判断しうる目安とすることができる。また、隔離措置と同等以上の効果を有する措置と判断できる新しい処理工法が今後開発される可能性もある。

これらの工法を「同等以上の効果を有する措置」として、適切に実施し、粉じん飛散を防止するためには、装置の使用方法、剥離剤の適用の可否等に精通していることが必要となる。また、施工区画を明確に定め、水滴飛沫などによる汚れを防止するためにプラスチックシート等による養生を行うことが必要である。

集じん装置付きの工法では、入隅部等（窓、柱型、軒先部分など）の除去ができないため、補助的に他の工法を併用する場合があるが、その場合には、全体又は部分的な隔離養生の必要性も含め、飛散防止対策を十分に検討しなければならない。また、集じん装置の排気での石綿除去を十分に検討する必要がある。

剥離剤を使用する工法では、ジクロロメタン等の有害性の高い化学物質を使用しないよう、剥離剤の選択にも十分留意する必要がある。

水を使って除去する工事の場合には、未処理の廃水が流出・地下浸透しないようすべて回収しなければならない。現在、石綿に関する排水基準はないが、回収した廃水は、凝集沈殿後に上澄み水をろ過処理する等により、適切に処理した上で放流する必要がある。

なお、工法の種類や施工方法から判断して「同等以上の効果を有する措置」とは認められない場合には、大気汚染防止法施行規則別表第7第一の項下欄イ～チの事項を遵守して隔離措置を講じた上で行うことが必要となる。ただし、仕上塗材は外壁仕上げとして使用されることが多く、その場合、建築物外部での隔離措置を講ずることとなるため、風の影響等に十分に配慮する必要がある。

## 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について

(公社) 全国産業廃棄物連合会から通知がありましたのでお知らせいたします。

環境省発第1703316号

平成29年3月31日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会  
会長 石井 邦夫 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
適正処理・不法投棄対策室長

### 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。さて、感染性廃棄物の処理につきましては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき行われているところですが、今般、環境省において別添のとおり同マニュアルの改訂を行いました。改訂の概要については別紙のとおりです。

貴連合会におかれましては、改めて本マニュアルを関係者に周知いただくとともに、その内容を踏まえ、引き続き感染性廃棄物の適正処理の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、本マニュアルは環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>) に掲載しておりますので、周知等の際に御活用下さい。

感染性廃棄物の適正な処理に向け、今後とも御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 別紙

## 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂の概要について

今般、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画(平成28年2月9日)」に基づき、国際的に脅威となる感染症や感染症法等の改正に対応するため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂を行った。改訂部分の概要(主なもの)は以下のとおり。

## 1. 国際的に脅威となる感染症への対応

## 【第1章】総則

国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議を経て閣議決定された「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画(平成28年2月9日)」に基づき、関係団体等と連携して見直しに係る調査・検討を行い、国際的に脅威となる感染症の感染が国内で確認された場合の対応について、第1章総則の「1. 5 国際的に脅威となる感染症について」を追記した。

## 2. 感染症法の改正関連

## 【参考1】紙おむつについて

感染症法の改正に伴い、使用後に排出される紙おむつの取扱いについての一覧表を更新した。更新部分の主なものは以下のとおり。

- (i) 感染症法の分類における二類に、「中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)」を追加した。
- (ii) 感染症法の分類における四類のうち、非感染性廃棄物として扱われるものに「ジカウイルス感染症」を追加した。

「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（平成 28 年 2 月 9 日）」  
(抜粋)

I. はじめに

先般のエボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大については、当事国の国民生活及び経済活動への甚大な影響のみならず、国際社会にも大きな衝撃と不安を与えたが、これと同様の国際的に脅威となる感染症は、今後も発生する可能性がある。

アラビア半島諸国を中心に発生が確認された中東呼吸器症候群(MERS)については、昨年 5 月、韓国で感染拡大が見られ、先進国において感染が拡大したことから、我が国としても自国の問題として、国内体制の更なる強化を図る必要性を再認識させるものとなった

IV. 各分野別施策について

4. 国内における感染症防止対策及び在外邦人の安全対策の強化

(2) 検疫所等関係機関の対処能力の向上及び国内で感染（疑いを含む）が確認された場合の対応の確保

7 環境省において、医療機関等から排出される感染性廃棄物の処理マニュアルについて、関係団体等と連携して見直しに向けた調査・検討を行うとともに、同マニュアルに基づく感染性廃棄物の処理の徹底を図る。また、現状で把握されている課題等を踏まえた同マニュアルの改訂を平成 28 年度に行う。【環境省】

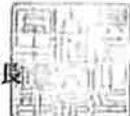
## 「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の 土壤汚染対策法の施行について」の一部改正について

富山県生活環境文化部長から通知がありましたのでお知らせいたします。

環保第29号  
平成29年4月7日

一般社団法人富山県産業廃棄物協会会長 殿

富山県生活環境文化部長



土壤汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号）」の一部改正について（通知）

日頃から本県の環境保全の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、平成29年4月1日付けで改正土壤汚染対策法施行令等が施行され、土壤汚染対策法の特定有害物質としてクロロエチレンが追加されたところです。

これを踏まえ、国においては、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号）」を別添のとおり改正しました。

については、貴団体におかれましては、改正の趣旨について会員等に広く周知くださるとともに、土壤汚染対策の推進にご協力を賜りますようお願いします。

### 事務担当

環境保全課指導係 藤沢

TEL 076-444-3144

FAX 076-444-3481



(手)

環水大土発第1703313号  
平成29年3月31日

都道府県知事 殿  
政令市長 殿

環境省水・大気環境局長  
(公印省略)

土壤汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号）」の一部改正について

平成28年4月15日に「土壤の汚染に係る環境基準の追加及び地下水の水質汚濁に係る環境基準における項目名の変更並びに土壤汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う土壤汚染対策法の運用について（環水大土発第1604151号）」により通知したとおり、平成29年4月1日付けで、土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第74号）等が施行され、土壤汚染対策法の特定有害物質としてクロロエチレンが追加される。

今般、これらを踏まえ、下記のとおり、土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成22年3月5日付け環水大土発第100305002号。以下「施行通知」という。）の一部を改正することとしたので、御了知の上、貴管下市町村及び汚染土壤処理業者にも必要に応じ周知方お願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

##### 第1 土壤汚染対策法の特定有害物質の追加に伴う改正

- 1 施行通知中「25種」を「26種」に改めること。
- 2 第3の1(5)表を別紙1新旧対照表のとおり改正すること。
- 3 第3の1(6)⑤を別紙2新旧対照表のとおり改正すること。

##### 第2 その他の改正

第3の1中「法第3条第1項ただし書、第4項及び第5項」を「法第3条第1項ただし書、第5項及び第6項」に改め、「法第3条第2項」を「法第3条第3項」に改め、「法第3条第3項」を「法第3条第4項」に改め、「法第3条第4項」を「法第3条第5項」に改め、「法第3条第5項」を「法第3条第6項」に改めること。



別紙1 施行通知第3の1(5)表 新旧対照表

改	正	後	現	行
過去の調査結果に係る特 定有害物質や使用等の量 額が明らかとなつた特定 有害物質	その分解生成物である特定有害物質	過去の調査結果に係る特 定有害物質や使用等の量 額が明らかとなつた特定 有害物質	その分解生成物である特定有害物質	その分解生成物である特定有害物質
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン	(新設)	(新設)	(新設)
シス-1,2-ジクロロエチ レン	クロロエチレン	(新設)	(新設)	(新設)
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス -1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチ レン及びトリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン及び1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジク ロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチ レン及びシス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチ レン及びシス-1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン及びシス -1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチ レン	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチ レン

別紙2 施行通知第3の1(6)⑤ 新旧対照表

	改	正	後	現	行
⑥ 試料採取等対象物質の種類ごとに行うべき試料採取等の種類 試料採取等の方法は、試料採取等対象物質の種類ごとに、表のようとする こととする（規則第6条第1項）				⑤ 調査対象物質の種類ごとに行うべき試料採取等の種類 試料採取等の方法は、試料採取等対象物質の種類ごとに、表のようする こととする（規則第6条第1項）	
分類	試料採取等対象物質	試料採取等の方法	試料採取等対象物質	試料採取等の方法	試料採取等の方法
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロベン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン	土壤ガス調査（土壤ガス調査において特定有害物質が検出された場合には、深部土壤の溶出量調査を含む。）	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素 (新設) 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロベン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン	土壤ガス調査（土壤ガス調査において特定有害物質が検出された場合には、深部土壤の溶出量調査を含む。）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

# 富山県災害廃棄物処理計画の策定のお知らせ

富山県では、地震などの災害が発生した場合に備え、倒壊した家屋や避難所ごみなどの災害廃棄物を計画的に処理するための関係機関との連携や広域的な協力体制の整備などを定めた計画を策定しました。

計画の概要は以下のとおりです。詳しくは、以下の Web サイトをご覧ください。

【URL】[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1705/kj00017820.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00017820.html)

## 第1章 総則

### ・計画の対象

災 害：地域防災計画に定める「災害対策本部」の設置が必要となる災害

(呉羽山断層帯地震、跡津川断層地震、法林寺断層地震などを想定)

廃棄物：地震や津波等の災害によって発生する廃棄物

木くず、コンクリート片など

被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

避難所ごみ、し尿など

(放射性物質汚染物を除く)

### ・県の役割

廃棄物処理の業務の調整機能を担う

他の自治体や国、民間事業者、

関係団体等との協力体制の整備

### ・処理完了目標：災害発生から概ね3年以内

## 第2章

### (1) 災害予防

- ・組織体制、指揮命令系統、人員の確保
- ・市町村・民間事業者等との協力体制の検討
- ・災害廃棄物発生量、処理可能量を推計（富山県地域防災計画の被害想定を基に推計）
- ・情報伝達などの教育訓練の実施

### (2) 災害応急対応

#### 〔初動：発災後数日間〕

- ・被害状況の把握、組織体制の整備、連絡手段の確保
- ・災害廃棄物を円滑に処理していくための連携体制の構築

#### 〔応急対応の前半：～3週間程度〕

- ・仮設トイレが不足した場合、全国に提供を要請
- ・し尿の収集ができない市町村での収集を周辺自治体や民間事業者等と調整
- ・有害廃棄物や腐敗性廃棄物の処理を周辺自治体や民間事業者等と調整
- ・倒壊建物の解体や道路通行の支障除去について関係機関や民間事業者等と調整

#### 〔応急対応の後半：～3か月程度〕

- ・被災市町村以外での処理受入れに関する情報などを被災市町村に提供

### (3) 復旧復興〔発災～3年程度〕

- ・広域処理時の受入や派遣の調整
- ・被災処理施設の修理、災害廃棄物処理に係る国庫補助金の手続きの支援
- ・進捗状況の管理、処理体制見直しの支援